

「成年年齢の引下げに関する世論調査」の概要

平成 31 年 3 月
内閣府政府広報室

- 調査対象 (a)全国 16～22 歳の日本国籍を有する者 3,500 人
有効回収数 1,802 人 (回収率 51.5%)
(b)全国 40～59 歳の日本国籍を有する者 1,500 人
有効回収数 958 人 (回収率 63.9%)
- 調査期間 平成 30 年 11 月 29 日 ～ 12 月 24 日 (調査員による個別面接聴取)
- 調査目的 成年年齢の引下げに関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
- 調査項目 1 成年年齢の引下げについての認知度
2 成年年齢の引下げに向けた環境整備
3 消費者被害、消費者教育について
4 婚姻開始年齢
5 成人式
6 養育費の支払
- その他 ・ 図表の数値(%)は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の合計が 100にならないこともある。
・ 本調査の概要は、内閣府ホームページに 3月15日(金) より掲載する予定。
<https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-seinen/index.html>

1 成年年齢の引下げについての認知度

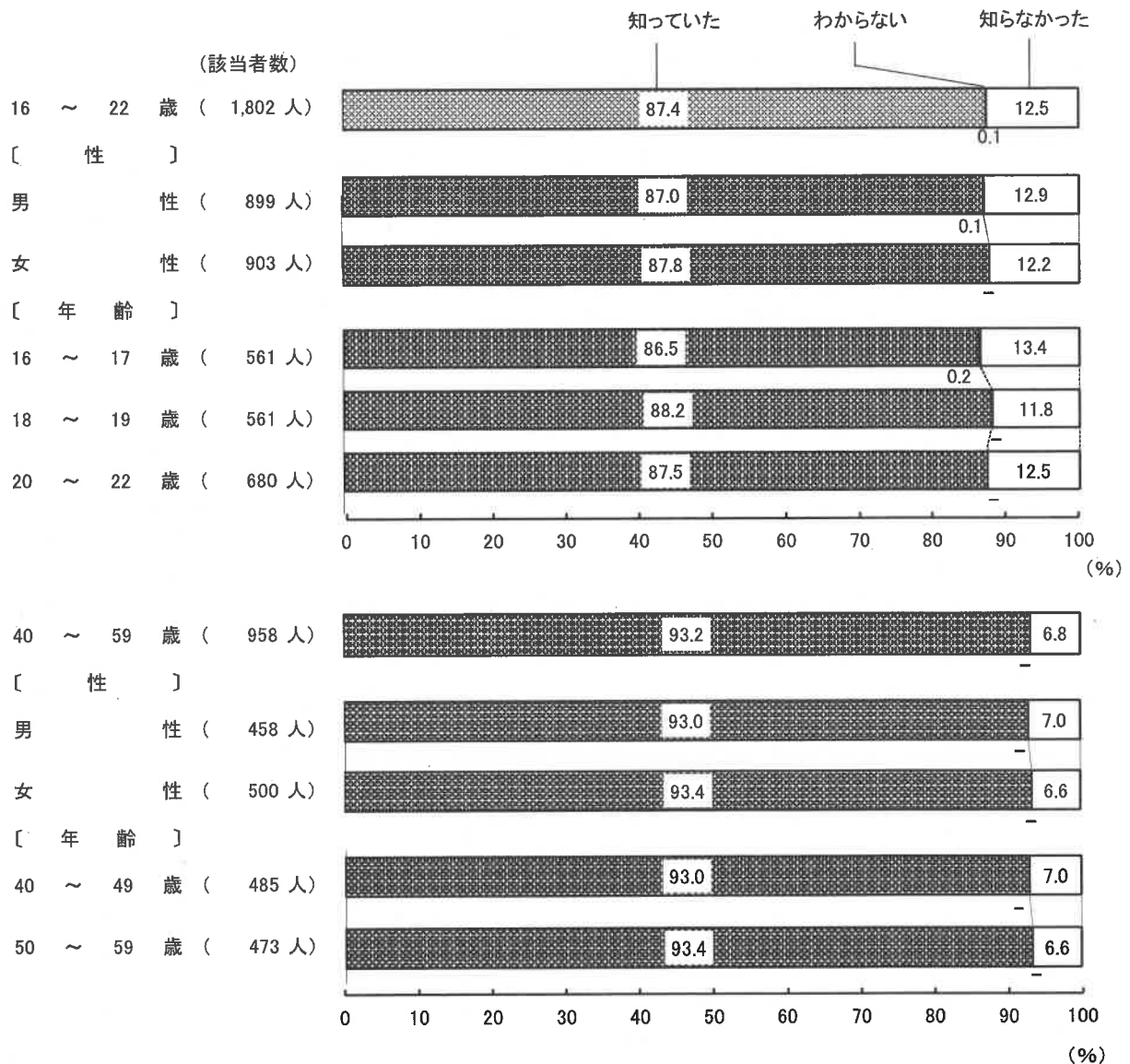
(1) 成年年齢の引下げの認知度

(資料を提示して、調査対象者によく読んでもらってから質問)

問1 あなたは、成年年齢が18歳に引き下げられることを知っていましたか。

平成30年12月

	16~22歳	40~59歳
・知っていた	87.4%	93.2%
・知らなかった	12.5%	6.8%



ア 引下げを認知した方法

更問1 (問1で「知っていた」と答えた方(16~22歳1,575人、40~59歳893人)に)
 成年年齢が引き下げられることを何から知りましたか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

平成30年12月

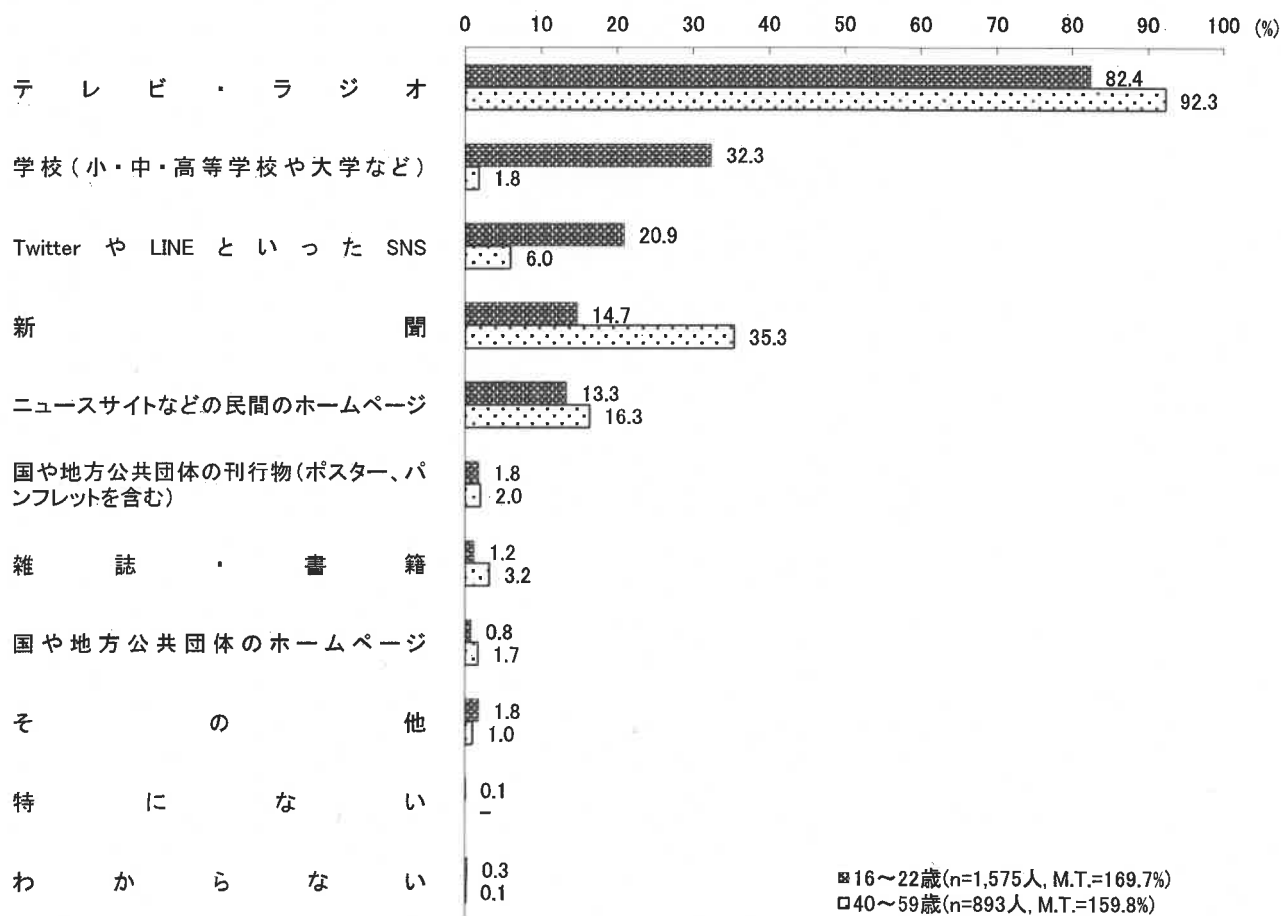
16~22歳(上位3項目)

- ・テレビ・ラジオ 82.4%
- ・学校(小・中・高等学校や大学など) 32.3%
- ・TwitterやLINEといったSNS 20.9%

40~59歳(上位2項目)

- ・テレビ・ラジオ 92.3%
- ・新聞 35.3%

成年年齢が18歳に引き下げられることを「知っていた」と答えた者に、複数回答

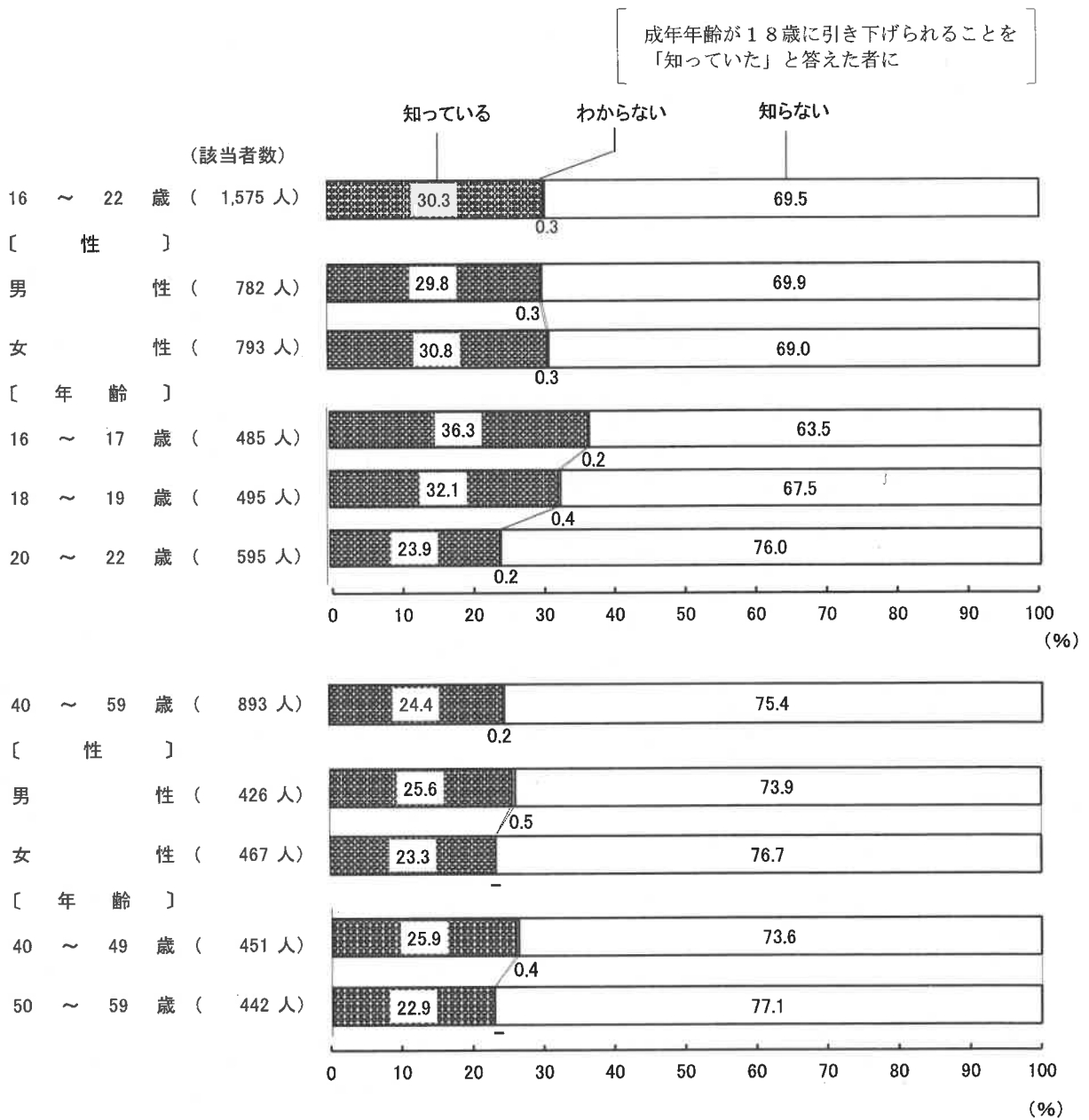


イ 引下げ時期の認知度

更問2 (問1で「知っていた」と答えた方 (16~22歳 1,575人、40~59歳 893人) に)
 あなたは、成年年齢が18歳に引き下げられるのが2022年4月1日からであることを知っていますか。

平成30年12月

	16~22歳	40~59歳
・知っている	30.3%	24.4%
・知らない	69.5%	75.4%

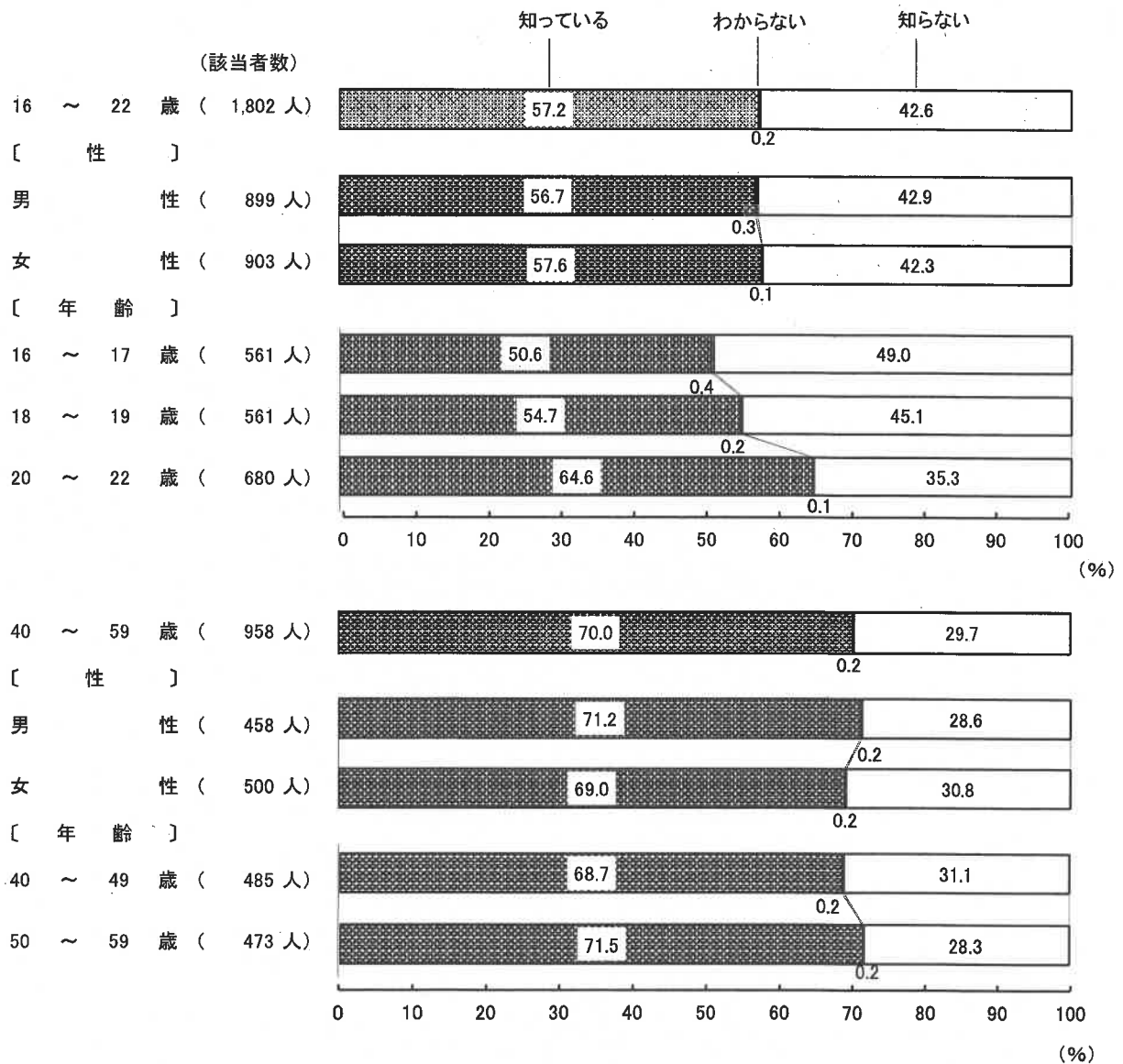


(2) 成年年齢が父母の同意なく契約できる年齢であることの認知度

問2 成年年齢に達すれば、父母などの同意なく一人で契約できることを知っていますか。

平成30年12月

	16～22歳	40～59歳
・知っている	57.2%	70.0%
・知らない	42.6%	29.7%



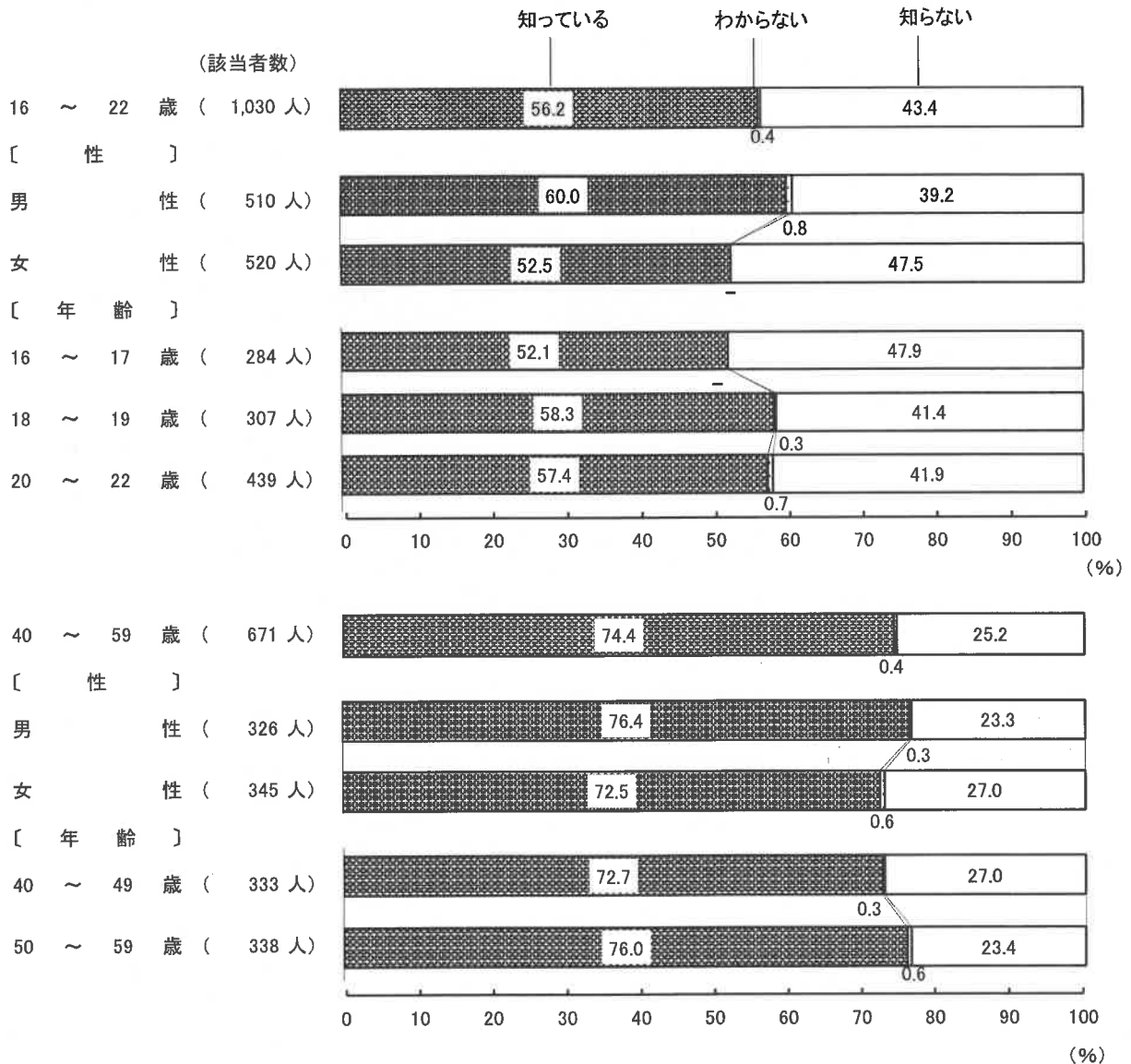
ア 未成年者の契約の取消権の認知度

更問 1 (問 2 で「知っている」と答えた方 (16~22 歳 1,030 人、40~59 歳 671 人) に)
 成年年齢が 18 歳に引き下げられた後、18 歳、19 歳の方が契約した場合は、未成年
 という理由では取り消せなくなることを知っていますか。

平成 30 年 12 月

	16~22 歳	40~59 歳
・知っている	56.2%	74.4%
・知らない	43.4%	25.2%

成年年齢に達すれば、父母の同意なく一人で契約
 できることを「知っている」と答えた者に



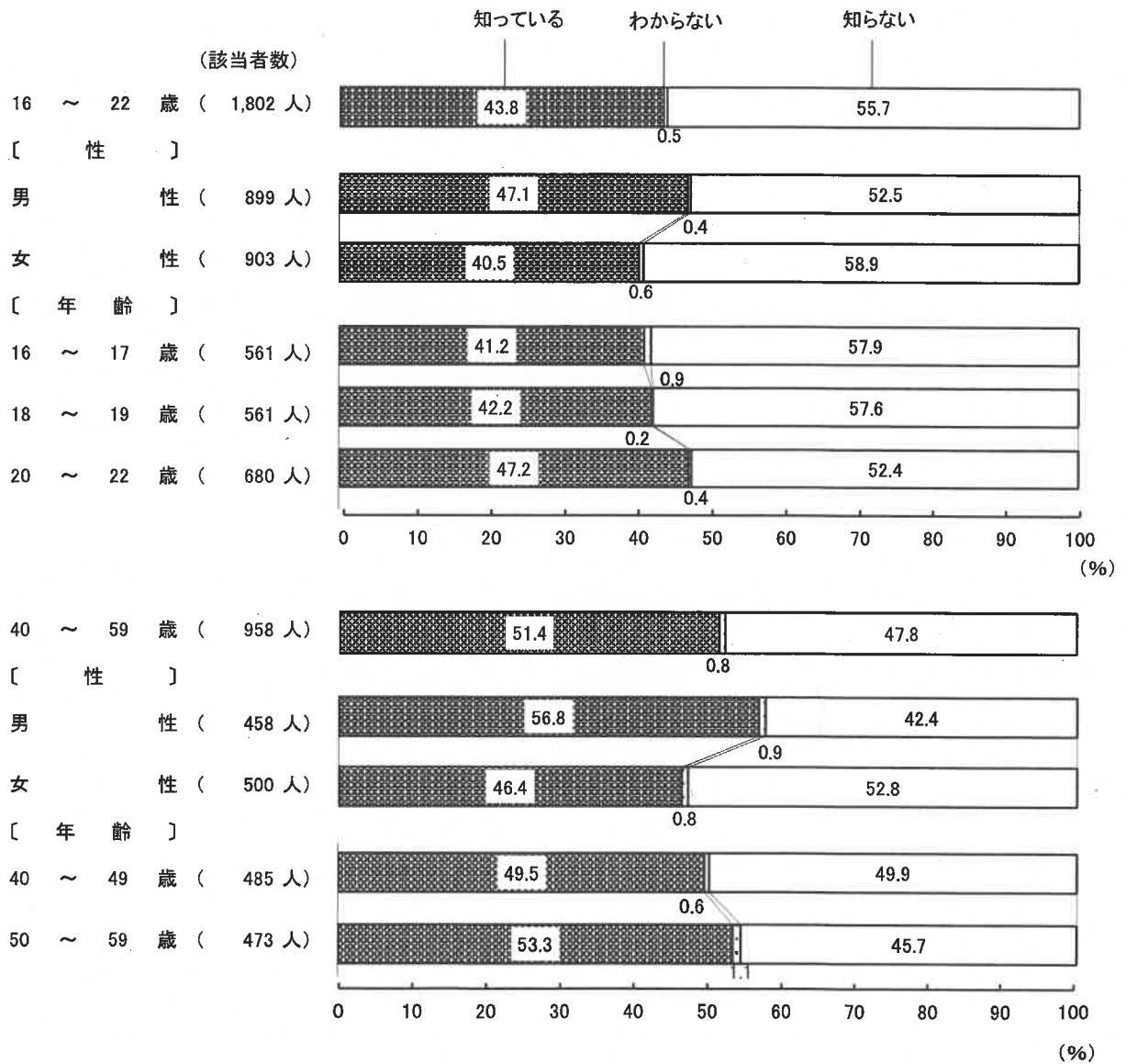
(3) 成年年齢が親権に服さない年齢であることの認知度

問3 成年年齢に達すれば、父母などに従わなくても進学や就職を自分で決められ、財産も管理できることを知っていますか。

平成 30 年 12 月

- ・知っている
- ・知らない

	16～22 歳	40～59 歳
・知っている	43.8%	51.4%
・知らない	55.7%	47.8%

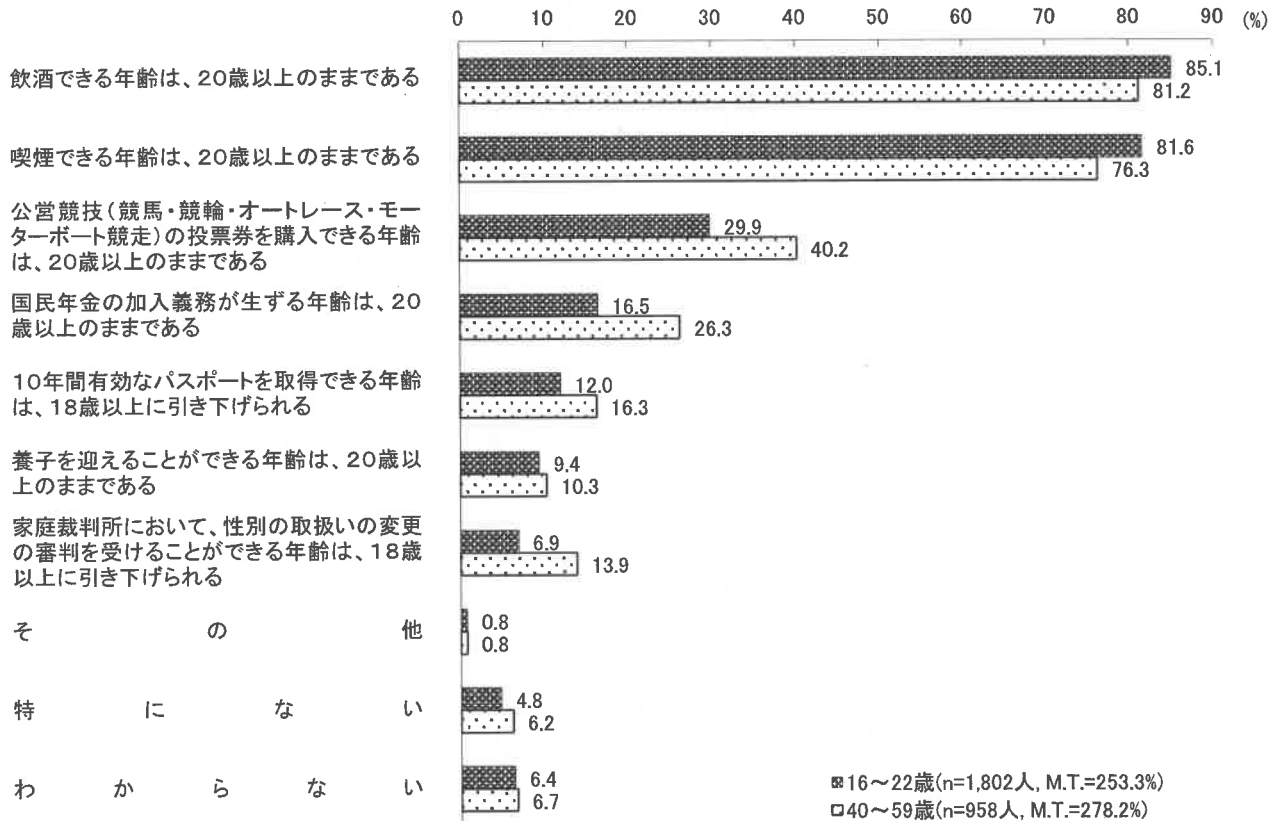


(4) 引下げと各種年齢制限の関係の認知度

問4 現在、年齢制限が20歳以上に設けられていることには、成年年齢の引下げとともに18歳以上になることと、20歳以上のままのことがあります。あなたが知っていることを、この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

	(上位4項目)	
	16～22歳	40～59歳
・飲酒できる年齢は、20歳以上のままである	85.1%	81.2%
・喫煙できる年齢は、20歳以上のままである	81.6%	76.3%
・公営競技(競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走)の投票券を購入できる年齢は、20歳以上のままである	29.9%	40.2%
・国民年金の加入義務が生ずる年齢は、20歳以上のままである	16.5%	26.3%

(複数回答)



2 成年年齢の引下げに向けた環境整備

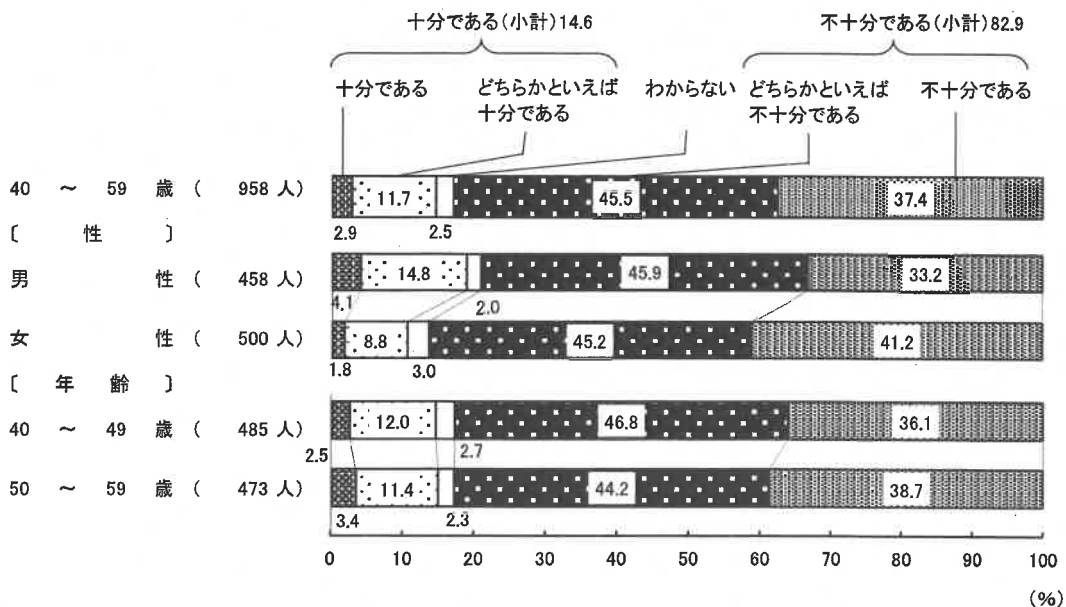
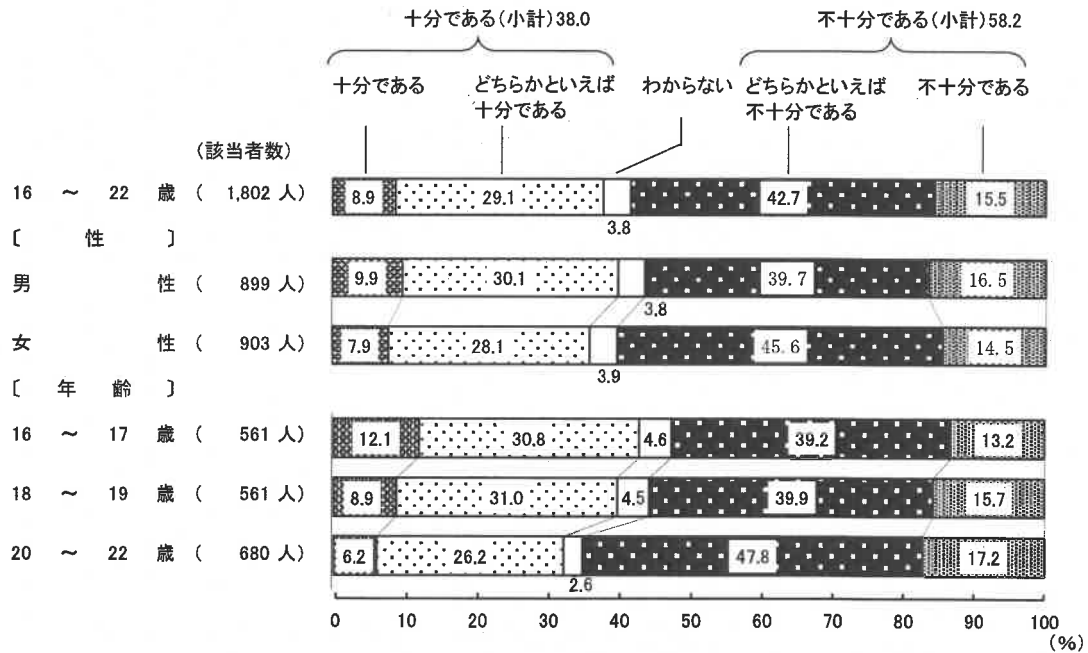
(1) 成年年齢の引下げに向けた環境整備の取組

(資料を提示して、調査対象者によく読んでもらってから質問)

問5 あなたは、現時点で、成年年齢の引下げに伴う環境整備は十分だと感じていますか。
この中から1つお答えください。

平成30年12月

	16～22歳	40～59歳
十分である (小計)	38.0%	14.6%
・十分である	8.9%	2.9%
・どちらかといえば十分である	29.1%	11.7%
不十分である (小計)	58.2%	82.9%
・どちらかといえば不十分である	42.7%	45.5%
・不十分である	15.5%	37.4%



ア 今後必要と思う環境整備

更問1 (問5で「どちらかといえば十分である」、「どちらかといえば不十分である」、「不十分である」と答えた方(16~22歳1,573人、40~59歳906人)に)
 成年年齢の引下げに伴い、今後、どのような環境整備が必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

平成30年12月

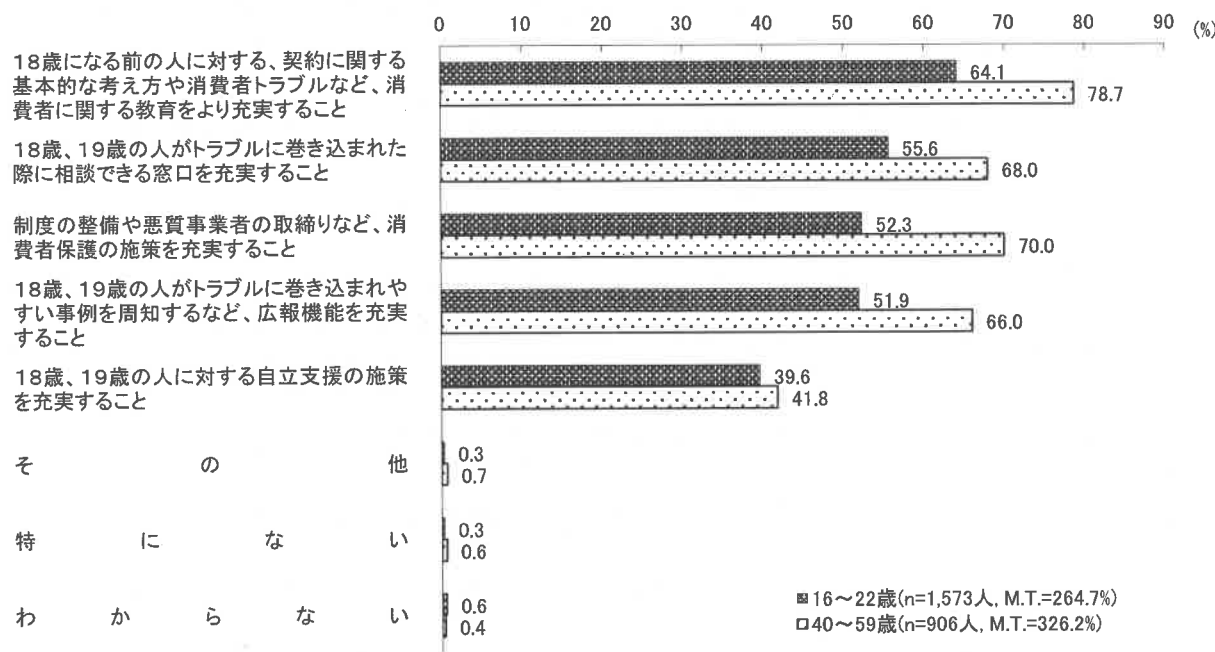
16~22歳(上位4項目)

- ・18歳になる前の人に対する、契約に関する基本的な考え方や消費者トラブルなど、消費者に関する教育をより充実すること 64.1%
- ・18歳、19歳の人々がトラブルに巻き込まれた際に相談できる窓口を充実すること 55.6%
- ・制度の整備や悪質事業者の取締りなど、消費者保護の施策を充実すること 52.3%
- ・18歳、19歳の人々がトラブルに巻き込まれやすい事例を周知するなど、広報機能を充実すること 51.9%

40~59歳(上位4項目)

- ・18歳になる前の人に対する、契約に関する基本的な考え方や消費者トラブルなど、消費者に関する教育をより充実すること 78.7%
- ・制度の整備や悪質事業者の取締りなど、消費者保護の施策を充実すること 70.0%
- ・18歳、19歳の人々がトラブルに巻き込まれた際に相談できる窓口を充実すること 68.0%
- ・18歳、19歳の人々がトラブルに巻き込まれやすい事例を周知するなど、広報機能を充実すること 66.0%

現時点で成年年齢の引下げに伴う環境整備について「どちらかといえば十分である」、「どちらかといえば不十分である」、「不十分である」と答えた者に、複数回答



3 消費者被害、消費者教育について

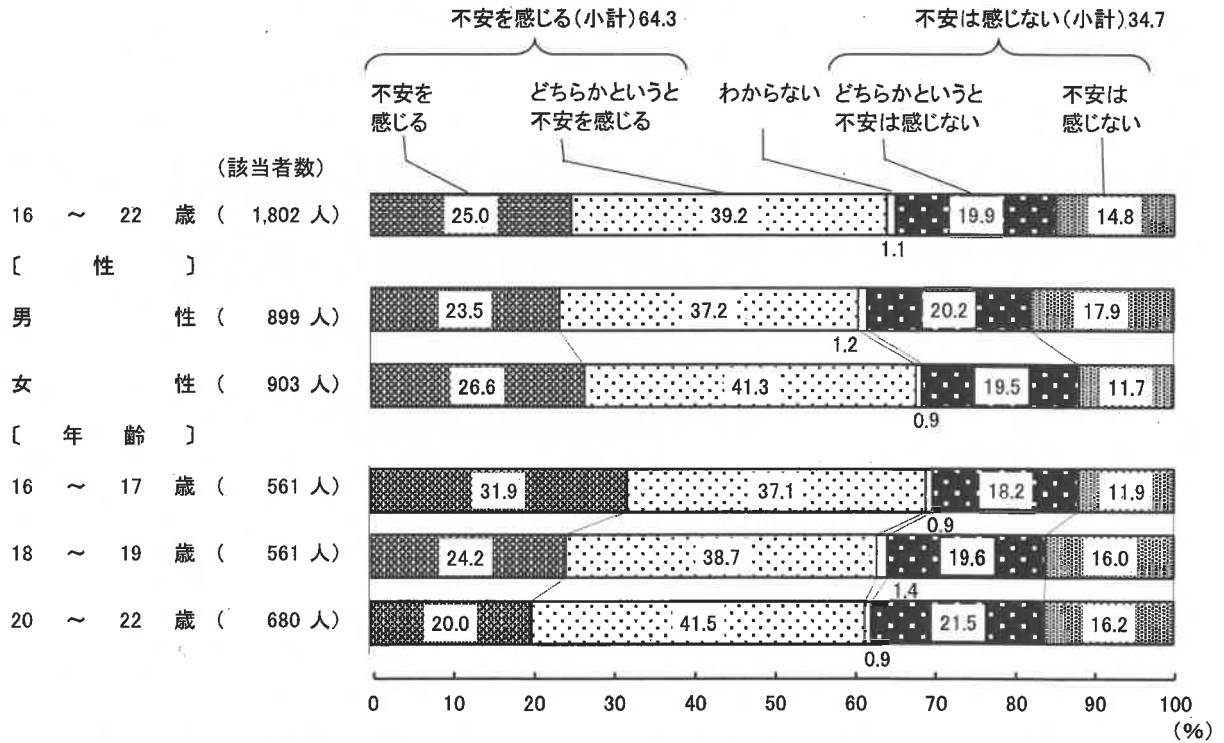
【問6～問9まで:16歳～22歳の方のみ】

(1) 消費者被害への不安

問6 あなたは、消費者被害にあうかもしれないという不安を感じますか。この中から1つお答えください。

平成30年12月

不安を感じる (小計)	64.3%
・不安を感じる	25.0%
・どちらかという不安を感じる	39.2%
不安は感じない (小計)	34.7%
・どちらかという不安は感じない	19.9%
・不安は感じない	14.8%



ア 不安を感じる理由

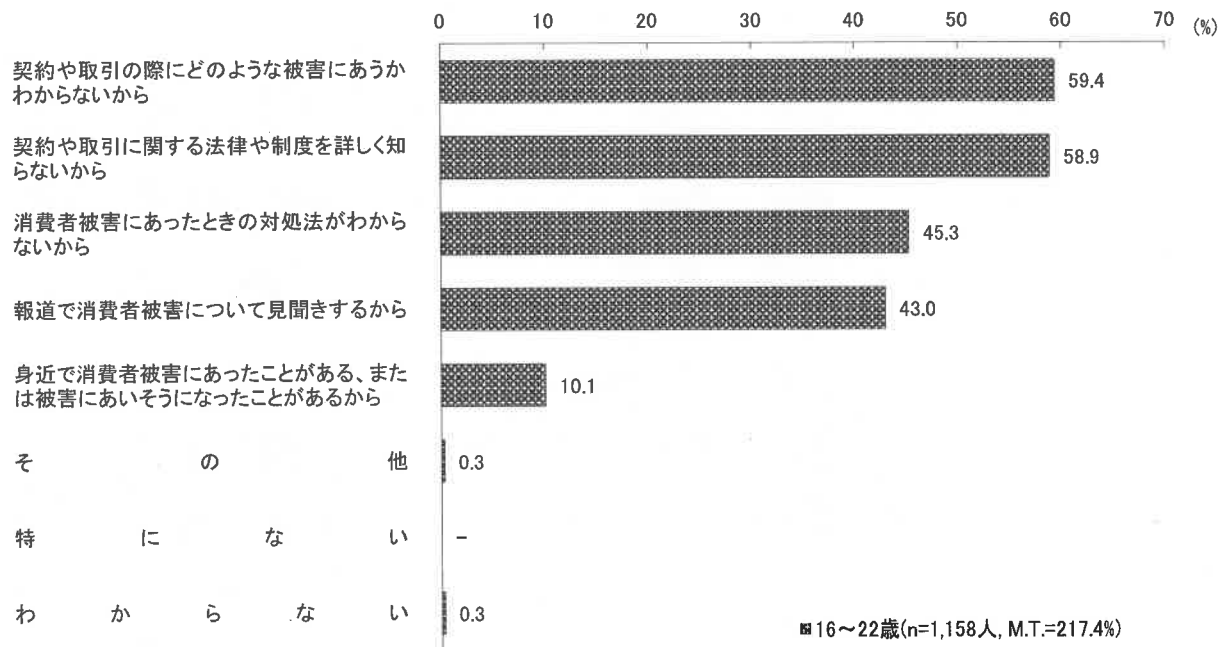
【16歳～22歳の方のみ】

更問1 (問6で「不安を感じる」、「どちらかという不安を感じる」と答えた方(1,158人)に) 不安を感じる理由は何ですか。あてはまることを、この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)
平成30年12月

- ・ 契約や取引の際にどのような被害にあうかわからないから 59.4%
- ・ 契約や取引に関する法律や制度を詳しく知らないから 58.9%
- ・ 消費者被害にあったときの対処法がわからないから 45.3%
- ・ 報道で消費者被害について見聞きするから 43.0%

消費者被害にあうかもしれないという「不安を感じる」、「どちらかという不安を感じる」と答えた者に、複数回答



イ、不安に感じない理由

【16歳～22歳の方のみ】

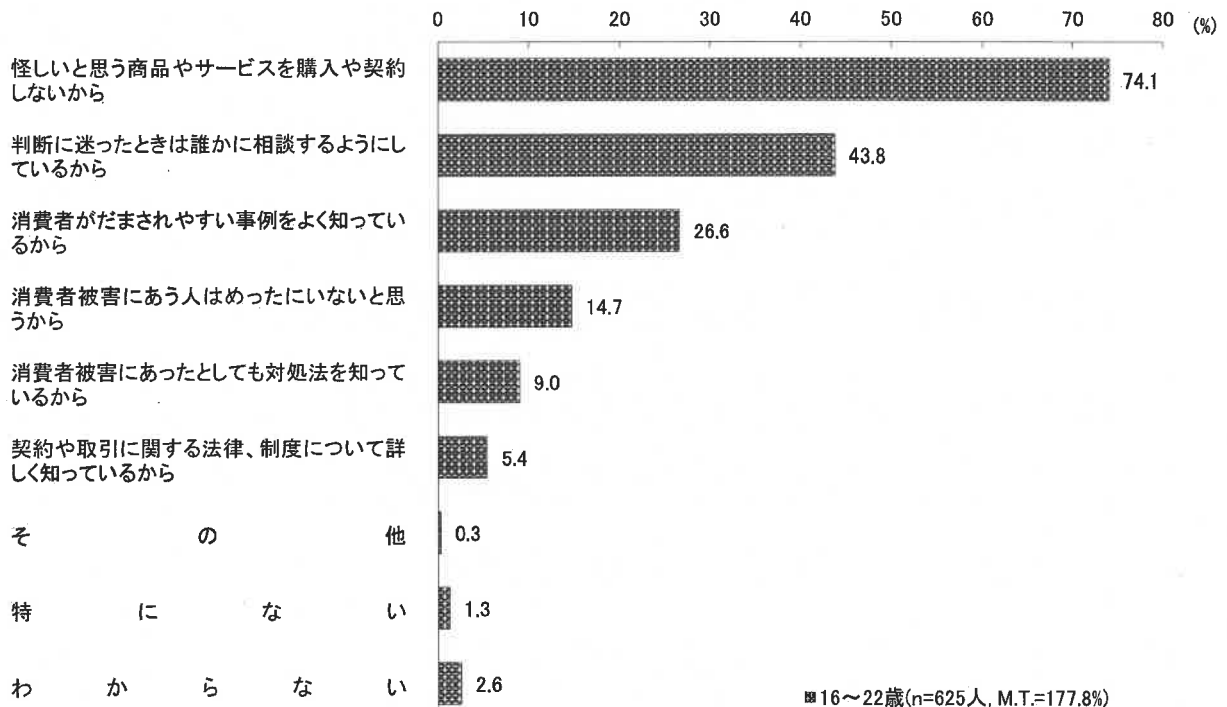
更問2（問6で「どちらかという不安は感じない」、「不安は感じない」と答えた方（625人）に）

不安に感じない理由は何ですか。あてはまることを、この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位3項目）
平成30年12月

- ・ 怪しいと思う商品やサービスを購入や契約しないから 74.1%
- ・ 判断に迷ったときは誰かに相談するようにしているから 43.8%
- ・ 消費者がだまされやすい事例をよく知っているから 26.6%

消費者被害にあうかもしれないという「不安は感じない」、「どちらかという不安は感じない」と答えた者に、複数回答



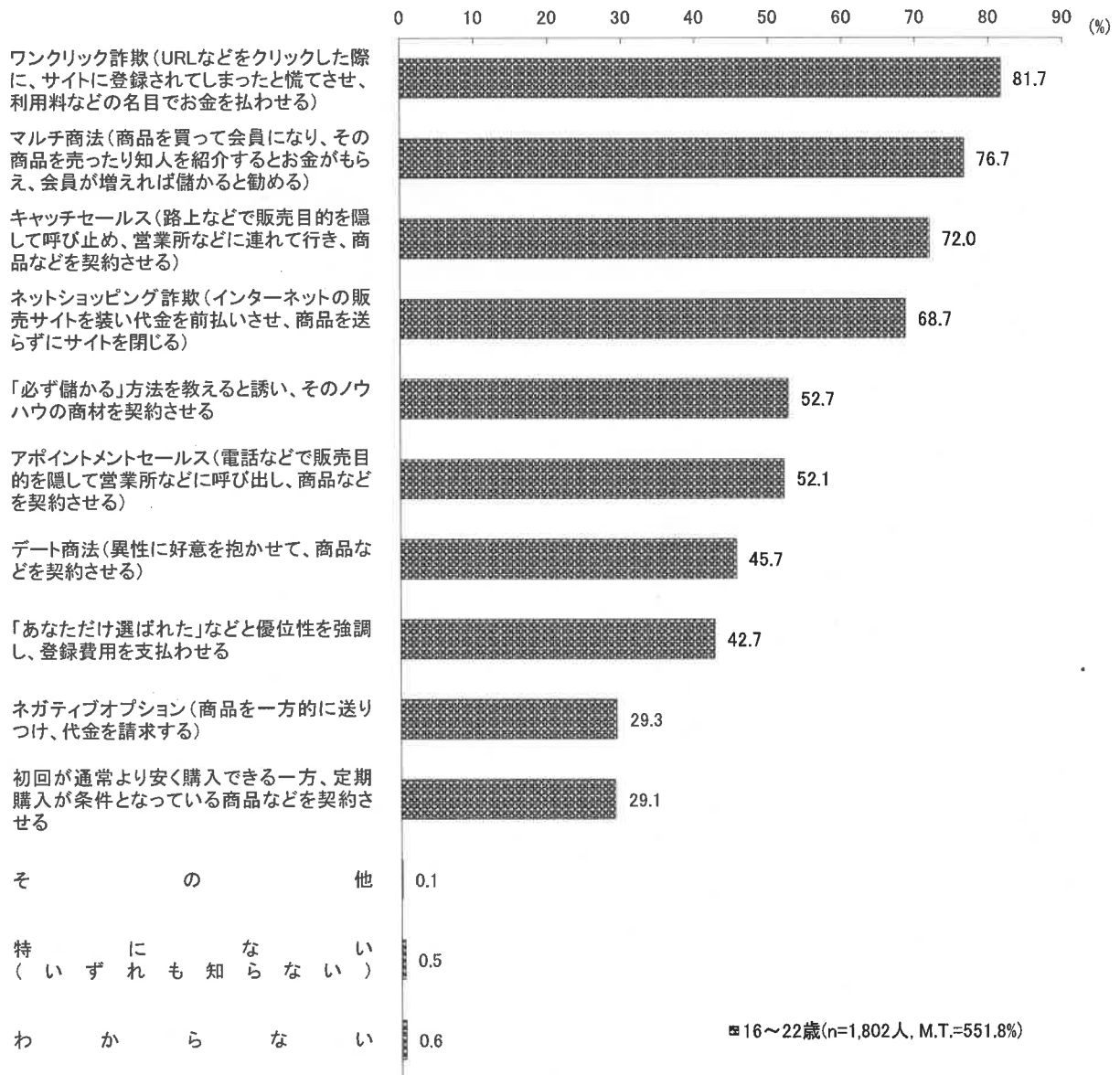
(2) トラブルになりやすい商法の認知度

【16歳～22歳の方のみ】

問7 トラブルのきっかけとなりやすい商法のうち、あなたが知っていることを、この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

	(上位4項目) 平成30年12月
・ワンクリック詐欺	81.7%
・マルチ商法	76.7%
・キャッチセールス	72.0%
・ネットショッピング詐欺	68.7%

(複数回答)



(3) 契約を取り消せる制度の認知度

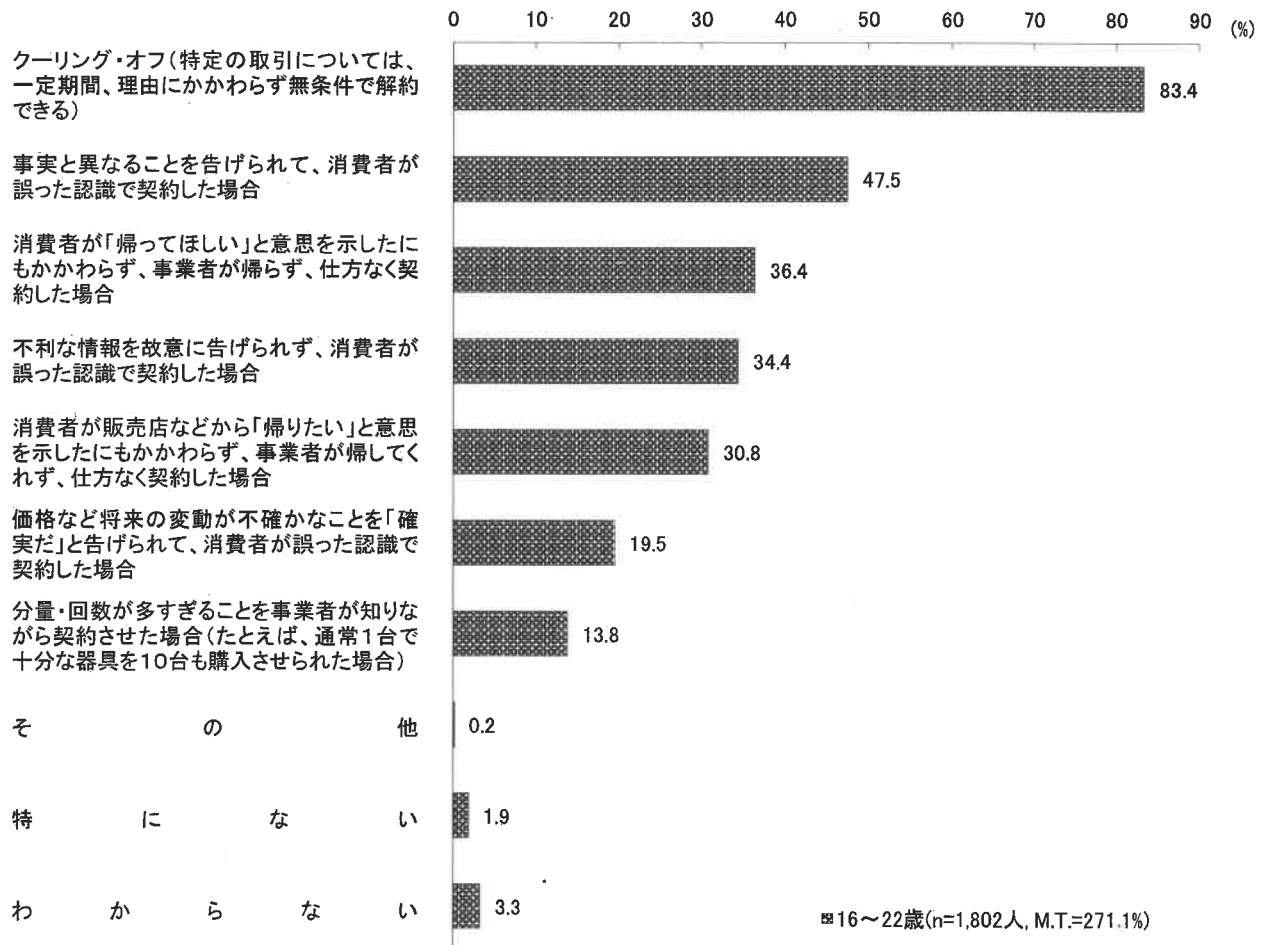
【16歳～22歳の方のみ】

問8 被害にあった消費者を救済するために、契約を取り消すことができる制度があります。あなたが知っていることを、この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位5項目)
平成30年12月

- ・クーリング・オフ 83.4%
- ・事実と異なることを告げられて、消費者が誤った認識で契約した場合 47.5%
- ・消費者が「帰ってほしい」と意思を示したにもかかわらず、事業者が帰らず、仕方なく契約した場合 36.4%
- ・不利な情報を故意に告げられず、消費者が誤った認識で契約した場合 34.4%
- ・消費者が販売店などから「帰りたい」と意思を示したにもかかわらず、事業者が帰してくれず、仕方なく契約した場合 30.8%

(複数回答)



(4) 消費者被害や救済制度を認知した方法

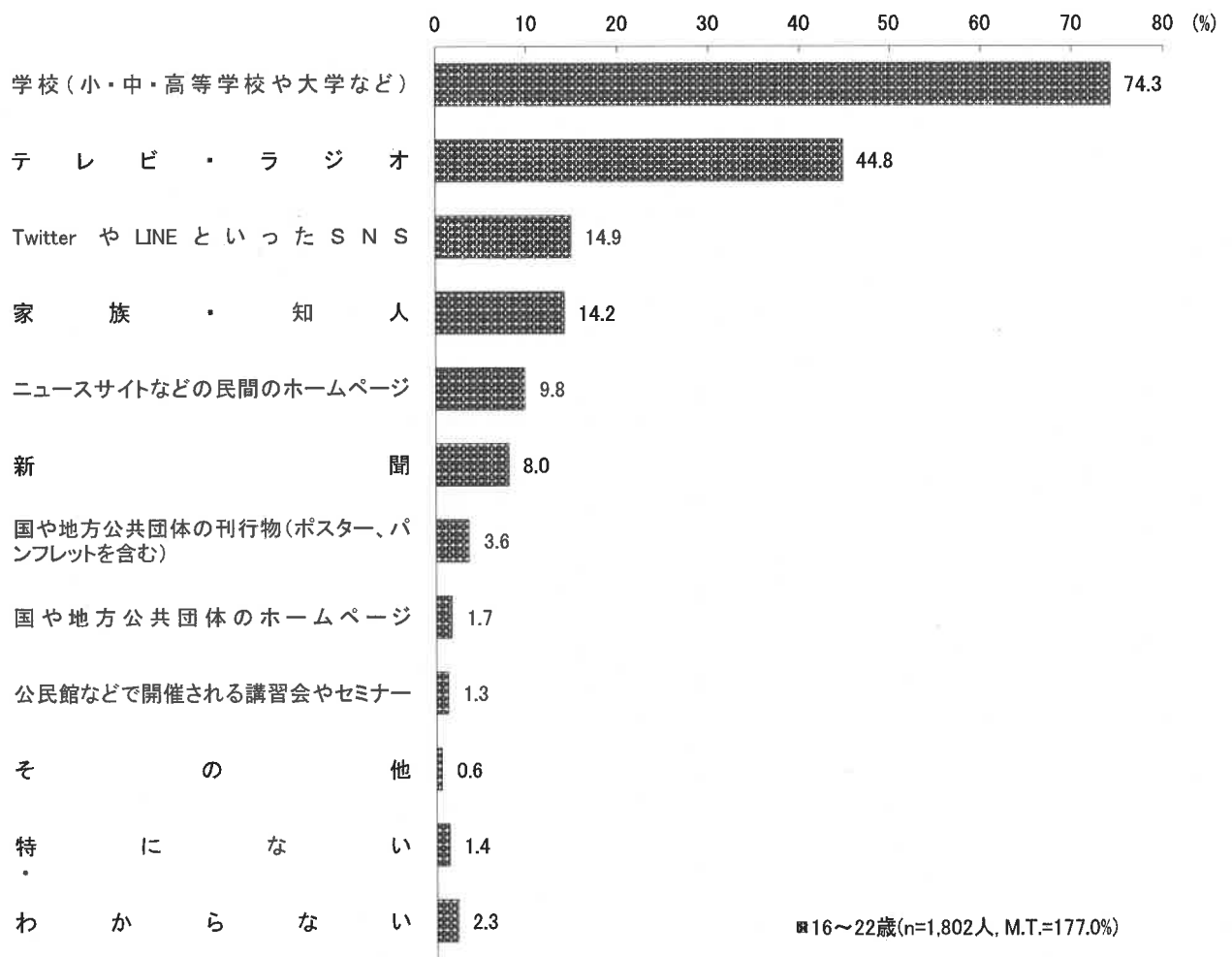
【16歳～22歳の方のみ】

問9 消費者被害の事例や救済する制度をどこで知りましたか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位2項目)
平成30年12月
74.3%
44.8%

- ・学校(小・中・高等学校や大学など)
- ・テレビ・ラジオ

(複数回答)



(5) 若年者が消費者被害にあわないための知識

問10 あなたは、18歳、19歳前後の若年者が消費者被害にあわないために、どのようなことを知っておく必要があると思いますか。この中からいくつでもあげてください。
(複数回答)

平成30年12月

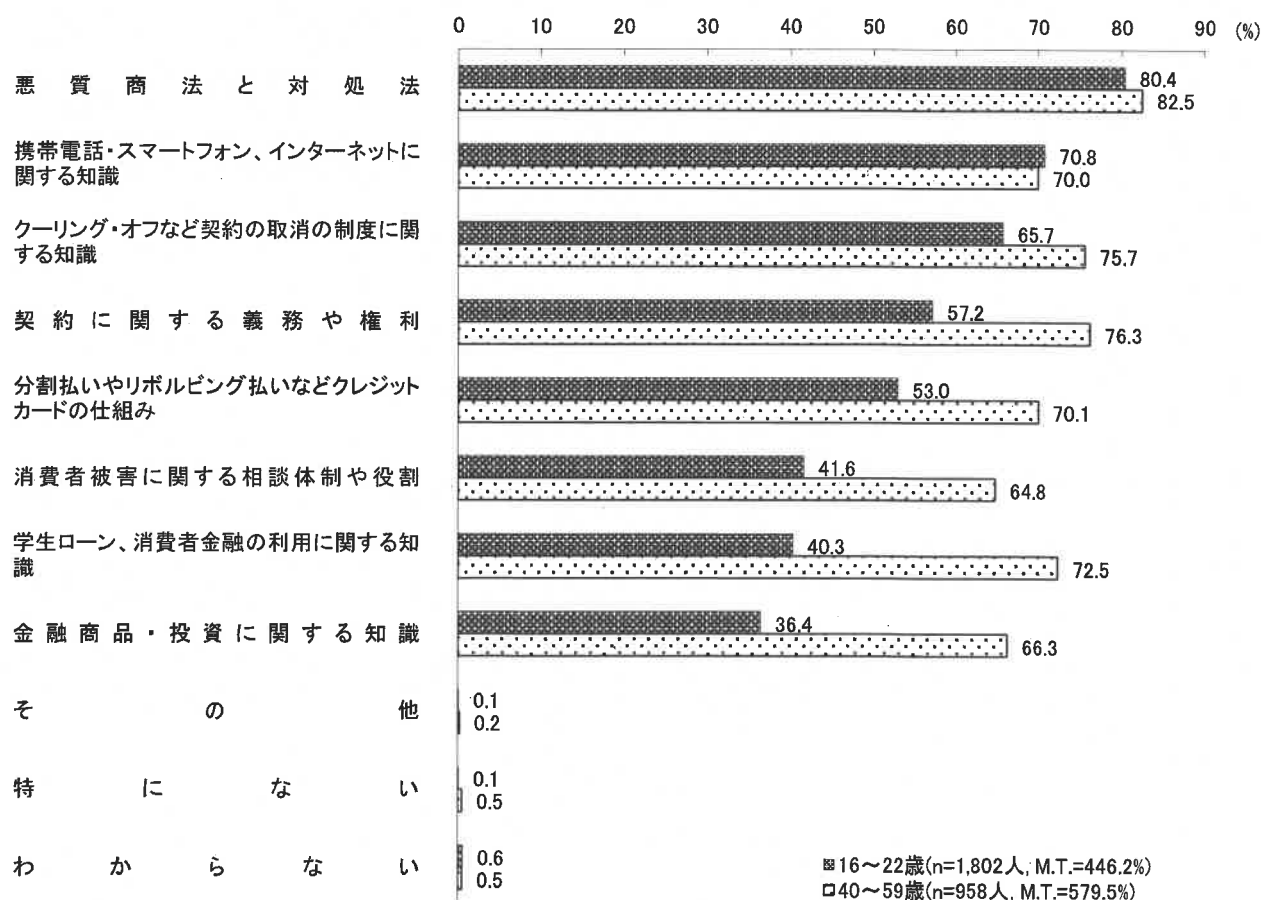
16～22歳(上位5項目)

・悪質商法と対処法	80.4%
・携帯電話・スマートフォン、インターネットに関する知識	70.8%
・クーリング・オフなど契約の取消の制度に関する知識	65.7%
・契約に関する義務や権利	57.2%
・分割払いやリボルビング払いなどクレジットカードの仕組み	53.0%

40～59歳(上位4項目)

・悪質商法と対処法	82.5%
・契約に関する義務や権利	76.3%
・クーリング・オフなど契約の取消の制度に関する知識	75.7%
・学生ローン、消費者金融の利用に関する知識	72.5%

(複数回答)



(6) 「消費生活センター」などの窓口の認知度

問 1 1 都道府県や市区町村には、消費者被害などに関する相談を受け付け、アドバイスを行う「消費生活センター」などの窓口があります。このような相談先があることを知っていますか。また、利用したことはありますか。この中から1つお答えください。

平成 30 年 12 月

- ・ 知っており、利用したことがある
- ・ 知っているが、利用したことはない
- ・ 知らない

16～22 歳

40～59 歳

2.8%

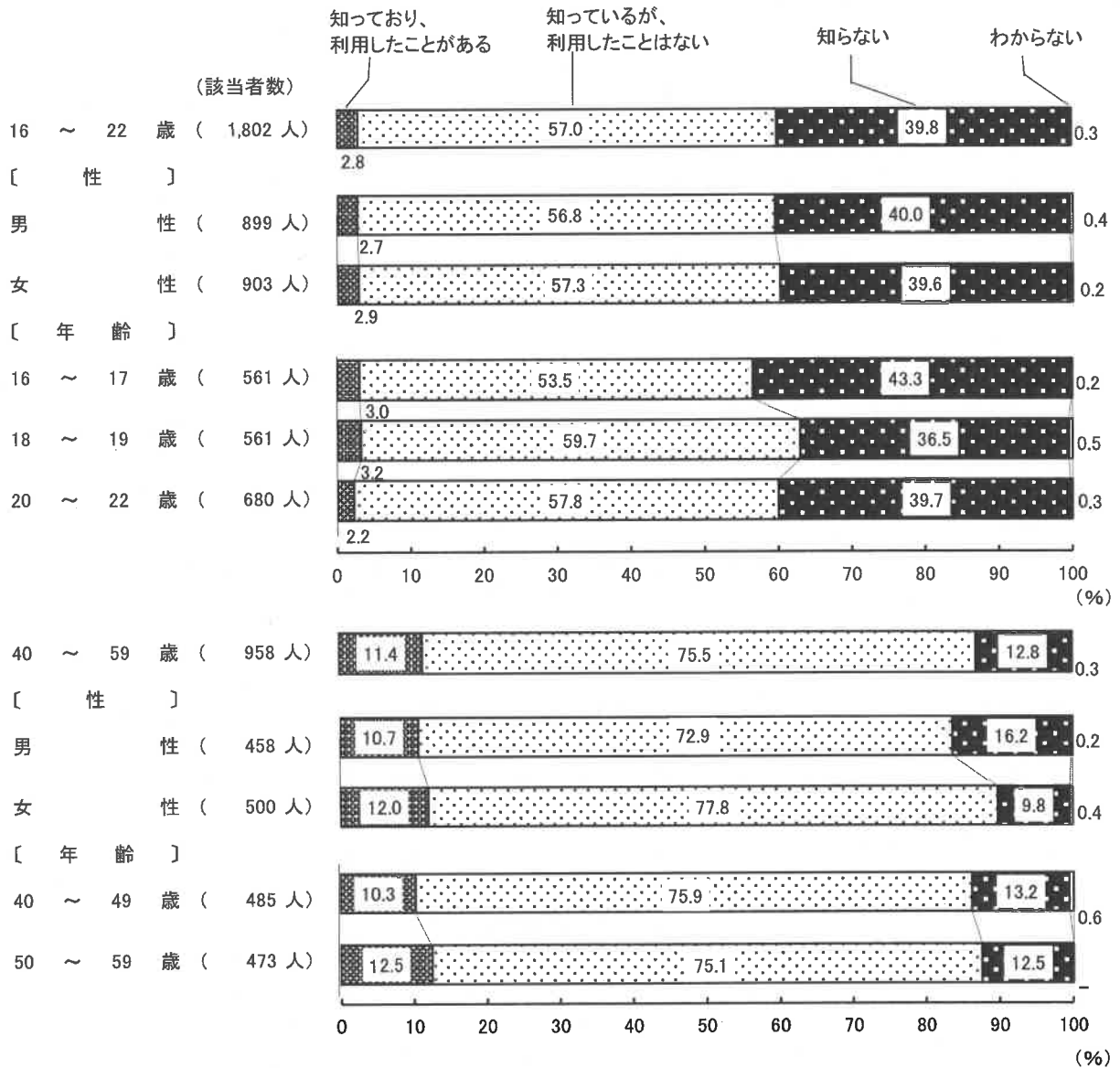
11.4%

57.0%

75.5%

39.8%

12.8%

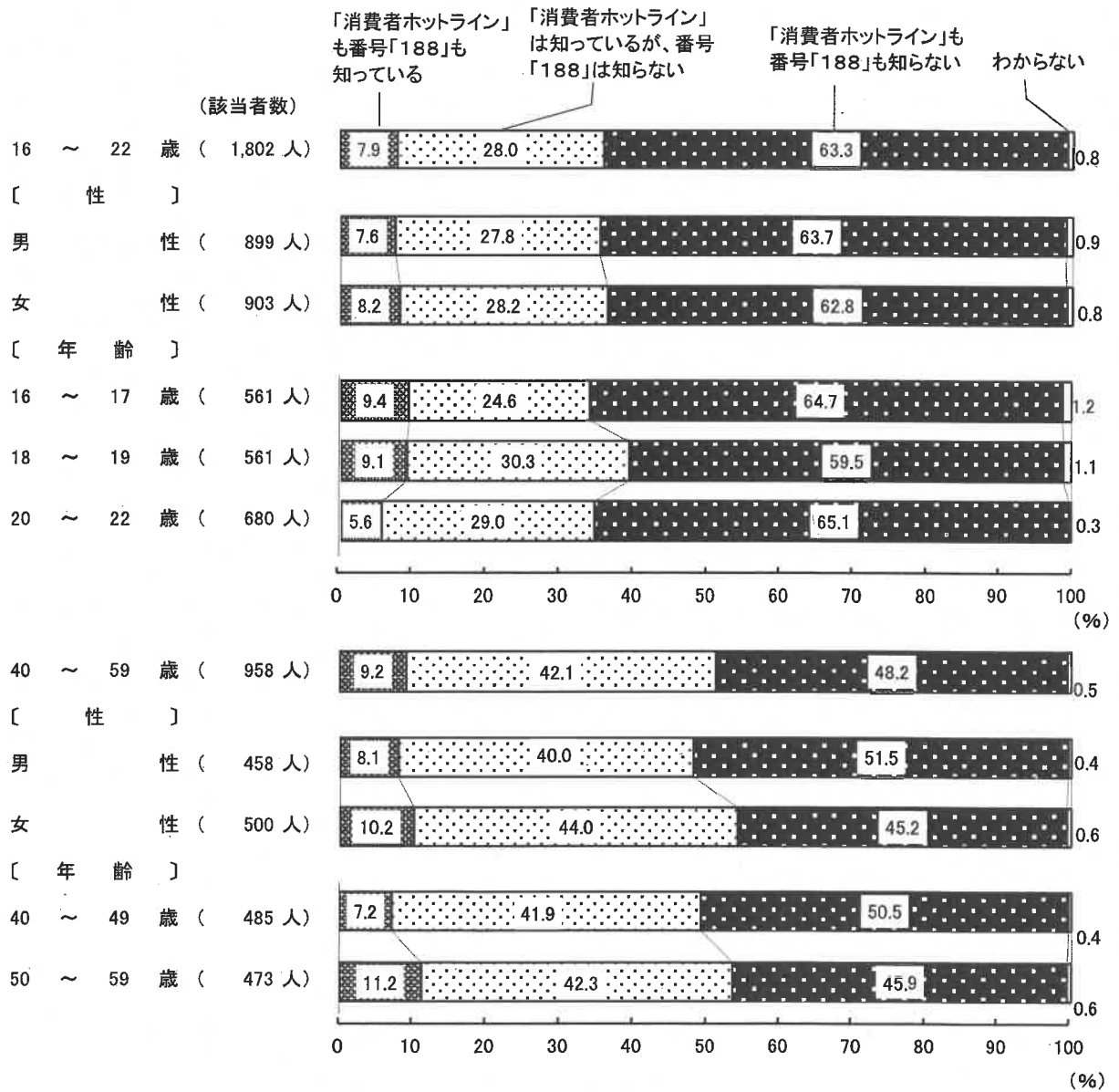


(7) 「消費者ホットライン188」の認知度

問12 あなたは、電話で最寄りの消費生活相談窓口簡単にアクセスできる「消費者ホットライン」を知っていますか。また、その番号は「188」であることを知っていますか。この中から1つお答えください。

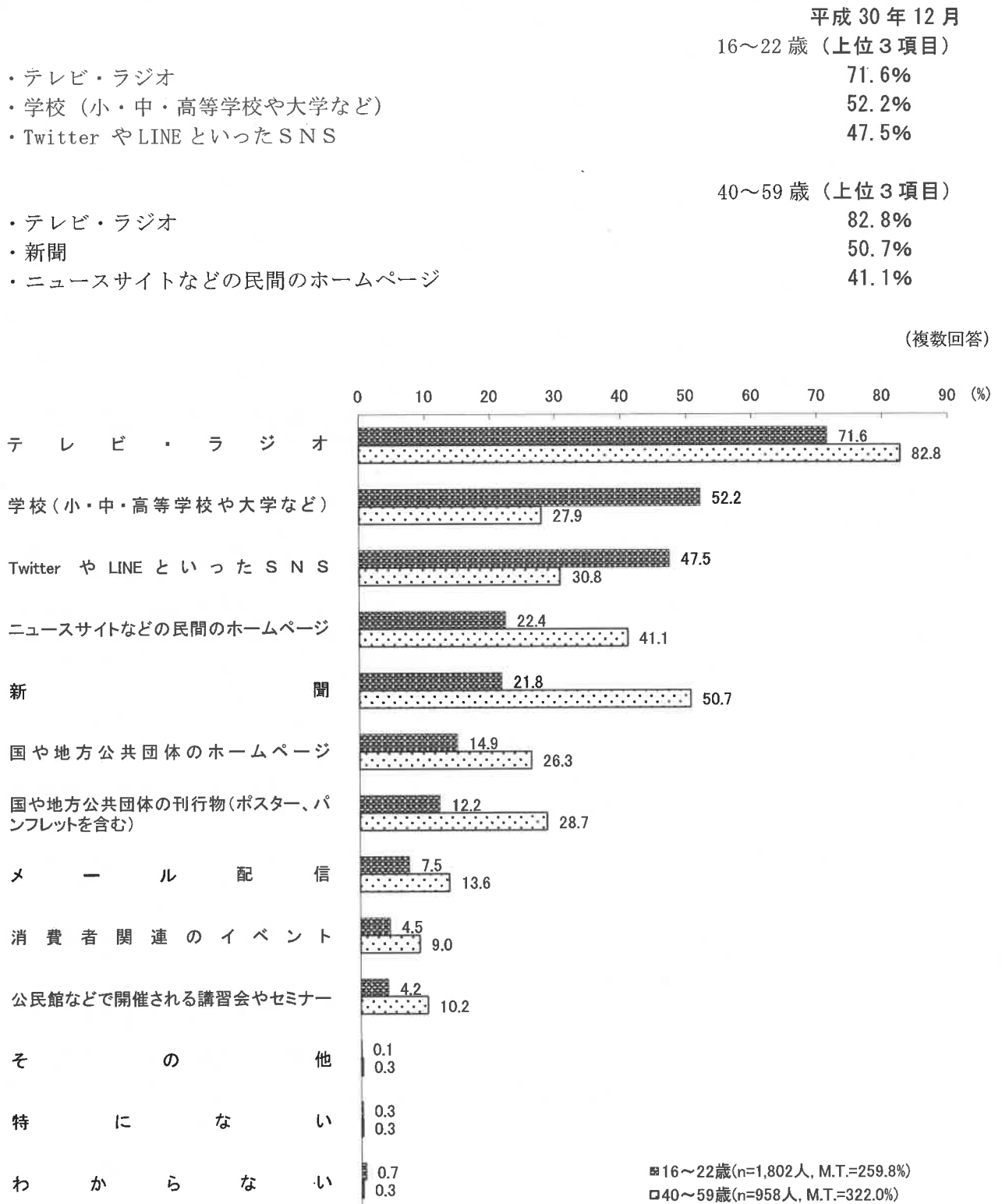
平成30年12月
16～22歳 40～59歳

・「消費者ホットライン」も番号「188」も知っている	7.9%	9.2%
・「消費者ホットライン」は知っているが、番号「188」は知らない	28.0%	42.1%
・「消費者ホットライン」も番号「188」も知らない	63.3%	48.2%



(8) 消費者被害や救済制度の入手方法

問13 あなたは、消費者被害の事例やそれを救済する制度などについて、今後、どこから情報を得たいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

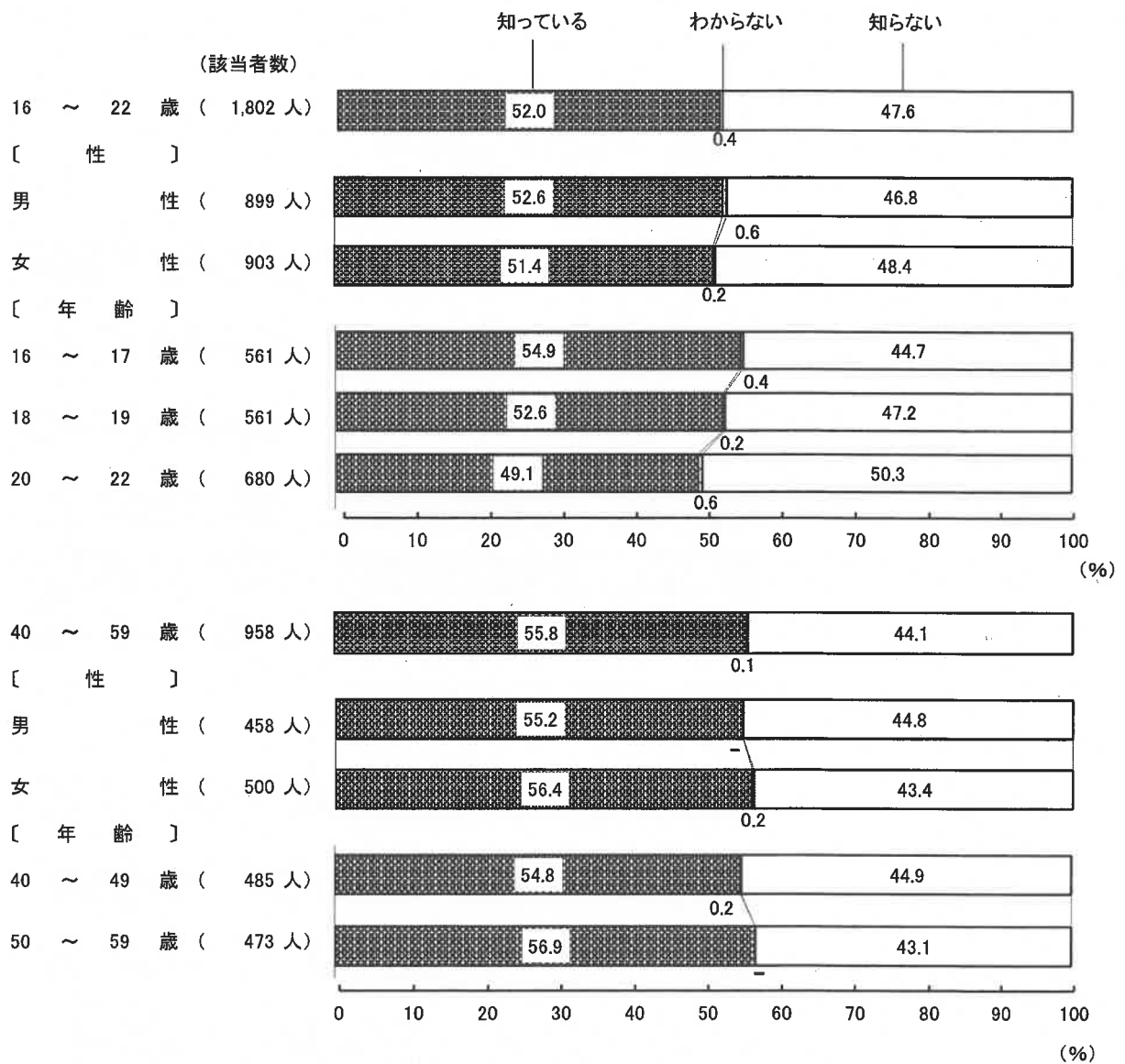


4 婚姻開始年齢

(1) 婚姻開始年齢の改正の認知度

問 1 4 あなたは、成年年齢の引下げと同時に、結婚できる年齢が男性・女性とも 18 歳以上になることを知っていますか。

		平成 30 年 12 月
		16～22 歳 40～59 歳
・知っている		52.0% 55.8%
・知らない		47.6% 44.1%



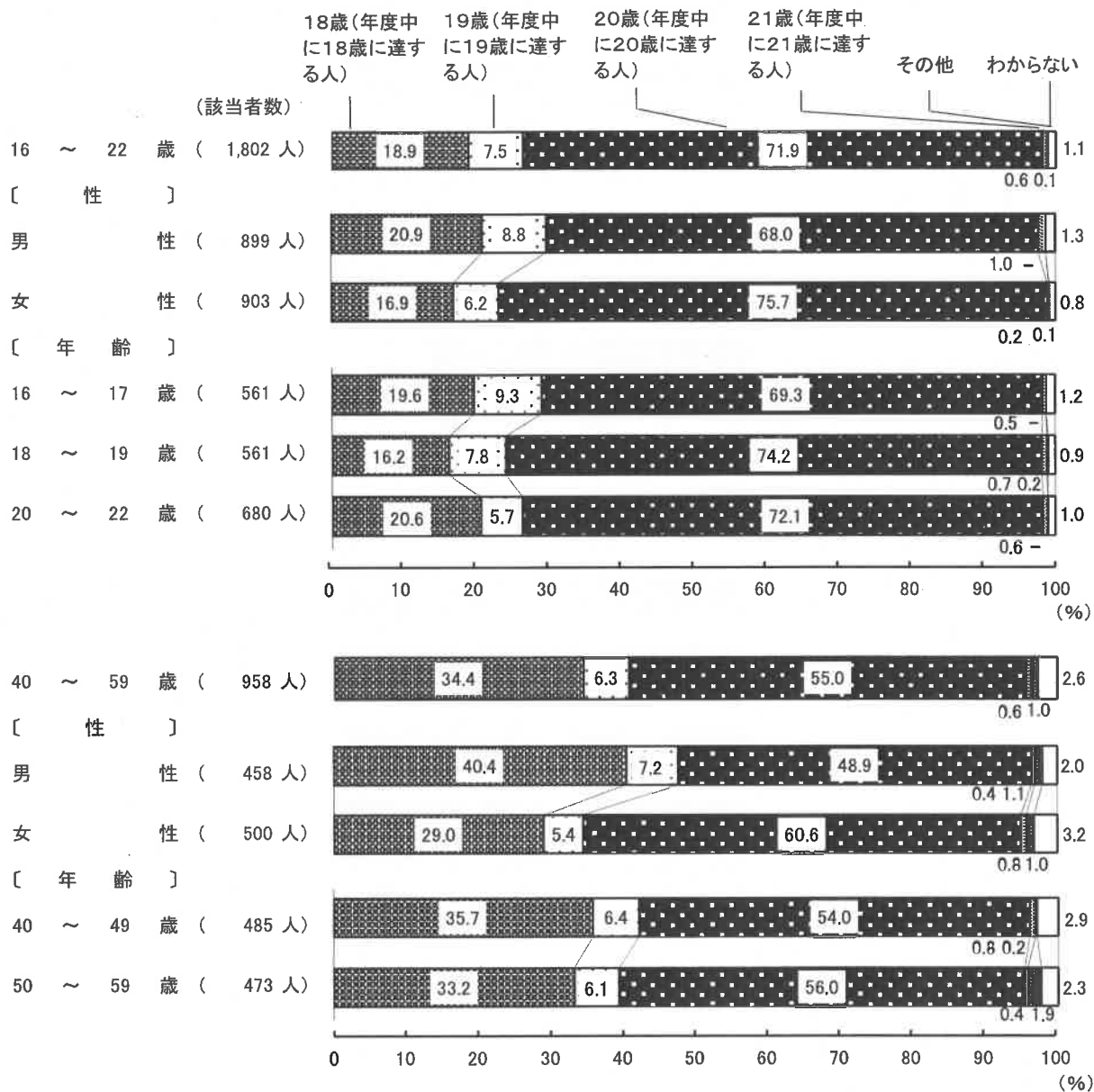
5 成人式

(1) 成人式の対象年齢

(資料を提示して、調査対象者によく読んでもらってから質問)

問15 成年年齢が18歳に引き下げられた後、成人式は何歳の人を対象に実施するのがよいと思いますか。この中から1つお答えください。

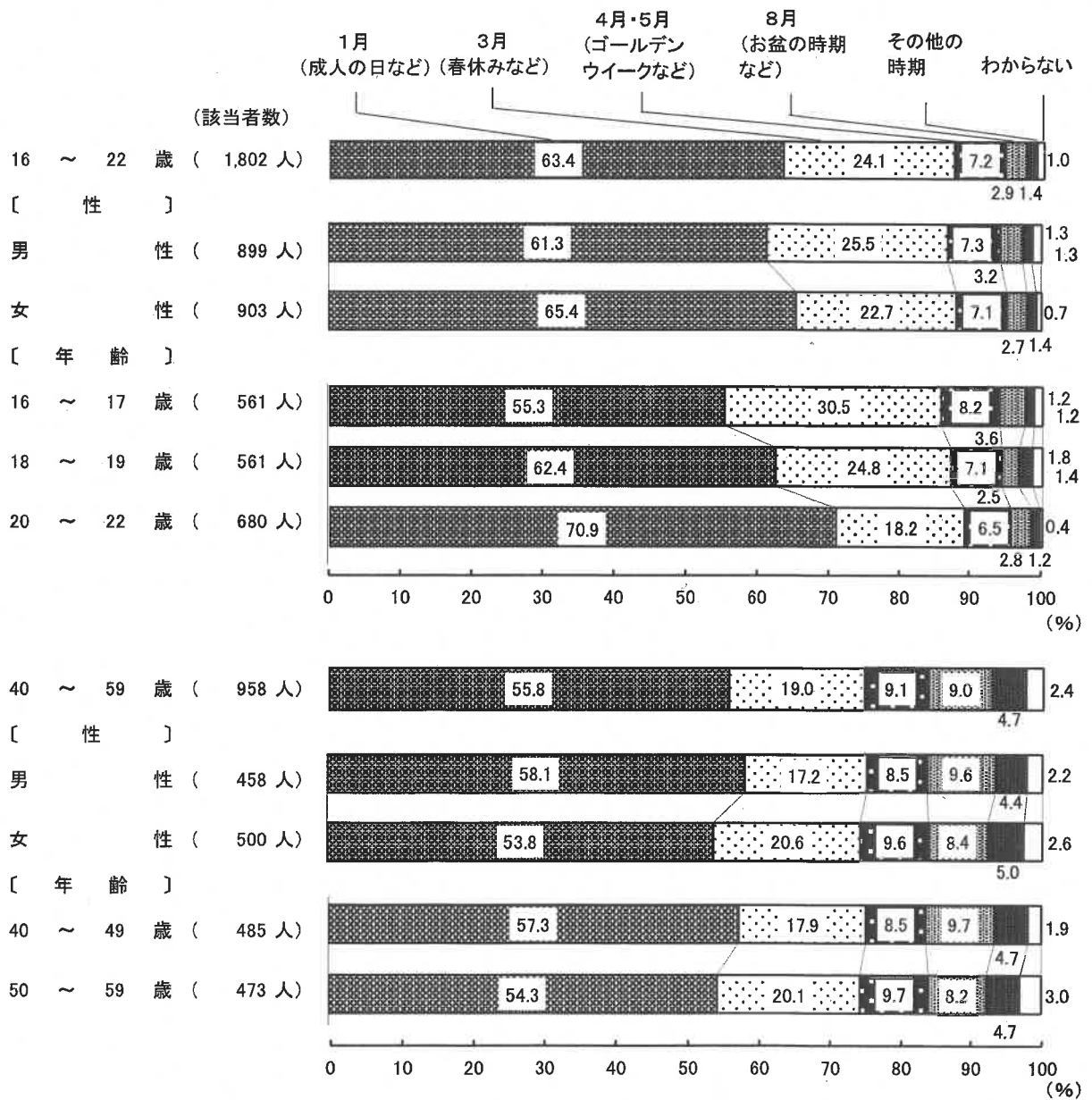
	16～22 歳	40～59 歳
・ 18 歳 (年度中に18歳に達する人)	18.9%	34.4%
・ 19 歳 (年度中に19歳に達する人)	7.5%	6.3%
・ 20 歳 (年度中に20歳に達する人)	71.9%	55.0%
・ 21 歳 (年度中に21歳に達する人)	0.6%	0.6%



(2) 成人式の実施時期

問16 成人式はどの時期に実施するのがよいと思いますか。
この中から1つお答えください。

	16～22 歳	40～59 歳
・ 1月 (成人の日など)	63.4%	55.8%
・ 3月 (春休みなど)	24.1%	19.0%
・ 4月・5月 (ゴールデンウィークなど)	7.2%	9.1%
・ 8月 (お盆の時期など)	2.9%	9.0%
・ その他の時期	1.4%	4.7%



(問16参考) 成人式の対象年齢と実施時期

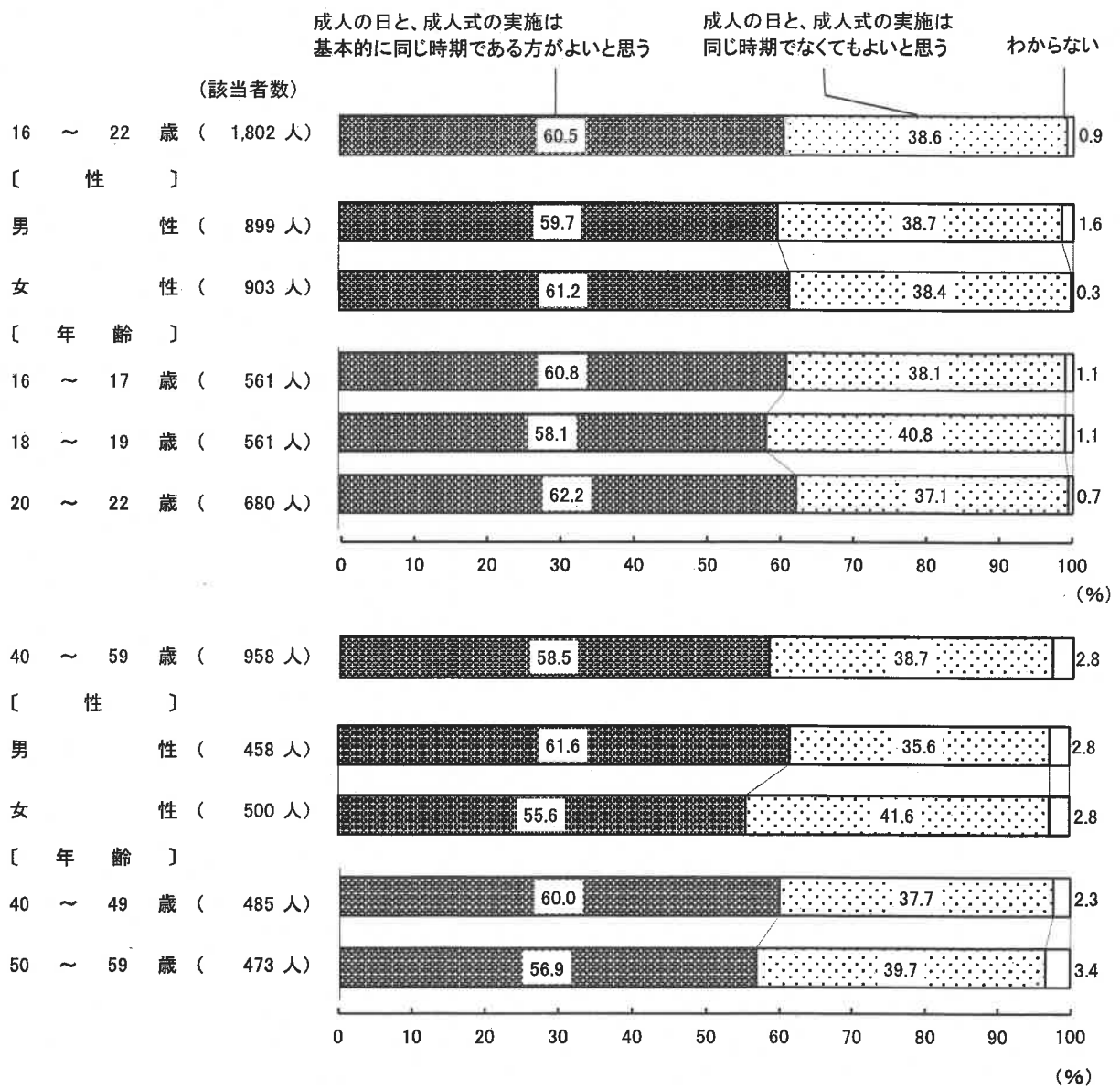
	該当者 数	1月	3月	4月・ 5月	8月	その他 の時期	わから ない
[問15の回答]	人	%	%	%	%	%	%
(1) 16～22歳	1,802	63.4	24.1	7.2	2.9	1.4	1.0
「18歳」と回答	341	49.3	33.7	11.7	3.2	1.2	0.9
「19歳」と回答	135	43.7	34.1	14.1	4.4	2.2	1.5
「20歳」と回答	1,295	70.0	20.6	5.1	2.6	1.3	0.4
「21歳」と回答	11	9.1	45.5	36.4	9.1	-	-
(2) 40～59歳	958	55.8	19.0	9.1	9.0	4.7	2.4
「18歳」と回答	330	39.7	27.9	10.6	13.9	6.7	1.2
「19歳」と回答	60	45.0	33.3	10.0	8.3	1.7	1.7
「20歳」と回答	527	69.1	12.7	8.3	6.1	3.4	0.4
「21歳」と回答	6	16.7	33.3	-	33.3	16.7	-

(注) 問15で「その他」、「わからない」と答えた者を除く

(3) 成人の日と成人式の関係

問17 あなたは、成人の日と、成人式の実施は、同じ時期である方がよいという考え方と、同じ時期でなくてもよいという考え方のどちらに近いですか。この中から1つお答えください。

	16～22 歳	40～59 歳
・成人の日と、成人式の実施は基本的に同じ時期である方がよいと思う	60.5%	58.5%
・成人の日と、成人式の実施は同じ時期でなくてもよいと思う	38.6%	38.7%



(問17参考) 成人式の実施時期と成人の日との関係

	該当者数	基本的に同じ時期である方がよいと思う*	同じ時期でなくともよいと思う*	わからない
[問16の回答]	人	%	%	%
(1) 16～22歳	1,802	60.5	38.6	0.9
1月(成人の日など)	1,142	75.9	23.6	0.5
3月(春休みなど)	434	36.2	63.6	0.2
4月・5月(GWなど)*	130	33.1	66.9	-
8月(お盆の時期など)	53	24.5	75.5	-
その他の時期	25	28.0	72.0	-
(2) 40～59歳	958	58.5	38.7	2.8
1月(成人の日など)	535	75.1	23.2	1.7
3月(春休みなど)	182	43.4	56.0	0.5
4月・5月(GWなど)*	87	44.8	55.2	-
8月(お盆の時期など)	86	27.9	69.8	2.3
その他の時期	45	24.4	71.1	4.4

(注) 問16で「わからない」と答えた者を除く。

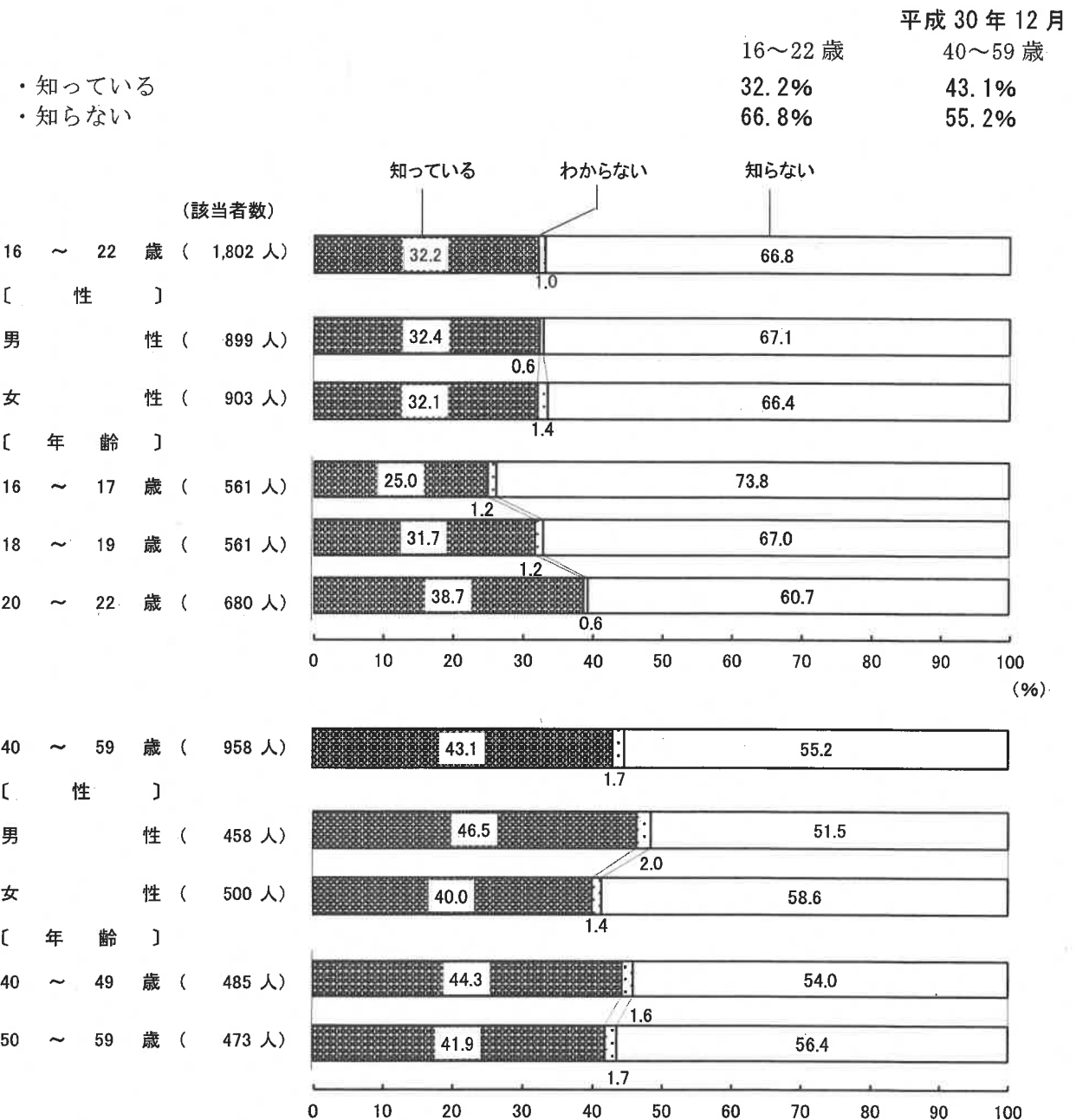
* : 一部を省略して表章してあるもの

6 養育費の支払

(1) 養育費の支払義務の認知度

(資料を提示して、調査対象者によく読んでもらってから質問)

問18 養育費の支払義務は、子どもが成年に達したら一律になくなるわけではないと考えられ、子どもが経済的・社会的に自立していない間は支払義務を負うことになります。あなたは、このことを知っていますか。



(2) 養育費の支払期間の認知度

問19 成年年齢が18歳に引き下げられる前に、養育費の支払期間を「子どもが成年に達するまで」と取り決めた場合、成年年齢の引下げ後も、一般的に支払期間は20歳のままと考えられ、当然に18歳となるわけではありません。あなたは、このことを知っていますか。

- ・知っている
- ・知らない

	16～22歳	40～59歳
・知っている	14.2%	23.3%
・知らない	84.5%	75.6%

